

8月10日から11日にかけての記録的な豪雨により、家屋の浸水などで被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたび、広報上天草では、災害支援情報等を号外として皆さまにお知らせします。

宅地敷地内の土砂などを自費で撤去された方への補助金

今回の大雨により宅地敷地内に流入・漂着した土砂などを自費で撤去された方へ、撤去に要した経費を支援します。

▼補助対象者

市に住所を有する方または災害が発生した時点において市内に住宅が建つ宅地（空き家や別荘も対象）を所有する方で、次のいずれかに該当する方。

- ・被災した宅地の所有者など
- ・被災した宅地の所有者から撤去などの委託を受けた方で、委任状その他の証明書類を提出できる方

▼補助対象経費

【補助金の対象となる経費】

- ・役務の提供（建設業者、個人事業主、シルバー人材センターなどへ撤去を依頼した場合）
- ・機械のリース料

【補助金の対象外となる経費の例】

- ・バケツやスコップなどの消耗品費
- ・ガソリンや混合油などの燃料費
- ・飲料や弁当等の食糧費など

▼補助金の額 補助対象経費の100%以内

▼補助金交付申請時の提出書類

「補助金交付申請書兼実績報告書」とともに、以下の書類を添付して、建設課まで提出してください。

- ・撤去などに係る領収書
- ・撤去などの費用に係る内訳明細書
- ・被災状況が確認できる写真
- ・撤去が完了したことが確認できる写真
- ・マイナンバーカードなど居住地の確認ができるものの写し※借地や借家の場合は、居住者がいることを証明できる書類（契約書など）、空き家や別荘の場合は、所有者であることを証明できる書類（納税通知書など）が必要
- ・委任状（委任を受けた方が申請する場合のみ※委任する方の「印鑑登録証明書」も併せて必要）

※申請に必要な各種様式は、建設課窓口で受け取るか、市ホームページからもダウンロードできます。

▼申請期間 令和7年10月31日（金）まで

▼受付窓口 松島庁舎2階 建設課（平日9時から16時）

■問い合わせ先 建設課管理係 ☎0969(28)3350



市HP

被災した家屋などの解体・撤去の公費負担 ※罹災証明書または被災証明書が必要

今回の大雨により被災した家屋などの解体・撤去を検討されている方は、被災の状況によって、その費用の一部について公費負担を受けることができる場合があります。

公費負担には公費解体または自費解体（費用償還）があり、それぞれ異なる書類や写真などが必要となります。家屋などの解体を検討される方は、環境衛生課へご相談ください。

▼相談受付時間 平日9時から17時 ※申請の受付開始日については、決まり次第お知らせします。

■相談・問い合わせ先 環境衛生課環境衛生係 ☎0964(26)5541

市税等の減免

※罹災証明書または被災証明書が必要

○市税の減免

住宅、家財を災害により損失された方は、市税の減免対象になる場合があります。詳細は、決まり次第お知らせします。

■問い合わせ先 税務課市民税係 ☎0964(26)5519

○上下水道料金の免除

令和7年9月請求分（8月使用分）の上下水道料金を全額免除します。

▼対象者 罹災証明書または被災証明書の交付を受けた人（床下浸水以上の被害を受けた人および事業所など） ※罹災証明書などに記載された「被災住家などの所在地（被災場所）」に給水する上下水道料金が免除の対象

▼免除額 令和7年9月請求分（8月使用分）全額

▼提出書類 罹災証明書または被災証明書の写し※余白部分に、確実に連絡の取れる電話番号を記入してください。

▼提出先 松島庁舎水道局（郵送可）、大矢野庁舎水道係

▼受付期間 ・二次受付期間 10月16日（木）から10月31日（金）

・三次受付期間 11月17日（月）以降当面の期間

■問い合わせ先（上水道）水道局庶務係 ☎0969(28)3369

（下水道）都市整備課都市整備係 ☎0969(28)3366

被災者生活再建支援給付金

※罹災証明書が必要

今回の大雨により住宅に甚大な被害を受けた世帯に対し、生活再建のための支援金を支給する制度です。

▼支援金の種類と金額

支援金は「基礎支援金」と「加算支援金」の2種類があり、住宅の被害程度と再建方法に応じて支給されます。

【支援金額一覧表】※単数世帯（被災時世帯の人数が1人）の場合は、4分の3の金額が支給されます。

区分	基礎支援金	加算支援金 以下の再建方法により基礎支援金と合わせて最大 300 万円		
		(建設・購入)	(補修)	(賃借)
全壊・解体 (単数世帯)	100 万円 (75 万円)	200 万円 (150 万円)	100 万円 (75 万円)	50 万円 (37.5 万円)
大規模半壊 (単数世帯)	50 万円 (37.5 万円)	200 万円 (150 万円)	100 万円 (75 万円)	50 万円 (37.5 万円)
中規模半壊 (単数世帯)	なし	100 万円 (75 万円)	50 万円 (37.5 万円)	25 万円 (18.75 万円)

※加算支援金（賃借）は、公営住宅、賃貸型応急住宅への入居は対象となりません。

▼申請窓口 松島庁舎福祉課（窓口の混雑を避けるため、ご来庁されるときは事前にご予定をお知らせください。）

▼必要なもの

- ①罹災証明書
 - ②住民票の写し（マイナンバー記載により省略可）
 - ③振込口座が確認できるもの（世帯主名義）
 - ④その他、住宅の再建方法に応じて必要な書類が異なります。
- ※制度の詳細は、市ホームページをご確認ください。



市HP

■問い合わせ先 福祉課障がい福祉係 ☎ 0969(28)3373

住宅の応急修理

※罹災証明書が必要

被災した住宅が罹災証明書により「準半壊」以上の判定を受けた世帯に対し、当該住宅の基本部分（屋根、柱、基礎、壁、床など）、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、その応急修理費用の一部を支援します。（申込者が選定した業者に市が修理を依頼し、修理費用を市が直接業者に支払います。）

▼対象者

被災した住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の被害を受けた世帯で、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。

※全壊の場合でも、応急修理することで、居住が可能となる場合は、対象になります。

▼留意事項

- ・修理業者に修理費用を支払っている場合、この制度は利用できません。
- ・修理前、修理中、修理後の写真が必要となりますので、必ず状況写真の撮影をお願いします。

▼修理費用の限度額（1世帯あたりの限度額）

- ・半壊以上 739,000 円（消費税込み）
- ・準半壊 358,000 円（消費税込み）

※制度の詳細は、市ホームページをご確認ください。

▼受付窓口 松島庁舎 2 階 都市整備課（平日 9 時から 17 時）

■問い合わせ先 都市整備課都市計画係 ☎ 0969(28)3366



市HP

その他の支援はこちらから

市では、今回ご紹介した支援の他にも、さまざまな支援を行っています。

詳しくは、市ホームページまたは広報上天草9月号（6ページから12ページ）をご確認ください。



市HP



広報上天草9月号